

交通安全協会だより（令和7年5月号）

自転車交通安全運動実施中

4月1日（火）から5月31日（土）まで

自転車は**車**のなかま ～ ルールを守って**安全運転**

- 自転車は歩車道区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。
- 左側通行等
 - ・ 車道の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。
- 路側帯通行
 - ・ 道路左部分に設けられた路側帯を通行することができます。
- 路側帯を通行するとき
 - ・ 歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければなりません。
- 並進の禁止等
 - ・ 他の軽車両と並進してはいけません。
- ヘルメットの着用
 - ・ 安全のためヘルメットを着用しましょう。

道路交通法の一部改正（令和6年11月1日施行）

◆ 自転車の酒気帯び運転の禁止

※ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

- ・ 自転車を提供した場合

※ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

- ・ 自転車同乗者、酒類提供者の場合

※ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆ 自転車の携帯電話使用等の禁止

- ・ 走行中、携帯電話等を手に持って通話や画像を注視した場合

※ 6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

- ・ 交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合

※ 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

～徳島県交通安全メインタイトル（年間スローガン）～

「阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり」